議案番号				名	
提案課名			 内	<del></del> 容	
泛来怀有			Lì	<u> </u>	
議案第78号	一般職の職員 て	の給与に関す	「る条例の一部	『を改正する条	例の制定につい
	【改正趣旨】 人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定等に伴い、一般職の職員の 給与等の支給額を改定する等に当たり、当該条例の一部を改正しようと するもの。 【改正内容】 (1) 一般職の職員の給与に関する条例の一部改正 ① 第1条関係 ア 12月に支給する勤勉手当の支給割合の改定(第22条関係)				
	手当区分	給料表	職員区分	【現行】	【改正案】
	勤勉手当	行政職	再任用以外	100 分の 85	100 分の 95
			再任用	100 分の 40	100 分の 45
		医療職(1)		100 分の 95	現行どおり
		医療職(2)	再任用以外	100 分の 85	100 分の 95
			再任用	100 分の 40	100 分の 45
	平成 29 年 12 月に遡って実施				
	イ 給料月額の引上げ				
	• 別表	第1(その1)	関係 行政職給	料表(1)の月例	給を、平均 0.15%
人事課	引上げ				
人 事 課	• 別表	第1(その2)関係 医療職給料表(1)の月例給を、平均0.11%			
	引上げ ・ 別表第1(その3)関係 医療職給料表(2)の月例給を、平均0.2 引上げ				
	平成 29 年 4 月に遡って実施				
	ウ イに伴う昇格時号給対応表の改定(別表第2(その1)第6条関係)				
	② 第2条関係				
	ア 6月及び12月に支給する勤勉手当の支給割合の改定(第22条関係)				
	手当区分	給料表	職員区分	【現行】	【改正案】
	勤勉手当	行政職	再任用以外 (6月·12月)	100 分の 95	100分の90
			再任用	100 分の 45	100分の42.5
			(6月・12月)		
		医療職(1)	(6月・12月)	100 分の 95	現行どおり
		医療職(2)	再任用以外	100 分の 95	100 分の 90
			(6月・12月)		
			再任用	100 分の 45	100分の42.5
			(6月・12月)		

### 【施行期日】

- ① 第1条関係 公布の日から
- ② 第2条関係 平成30年4月1日
- (2) 特別職に属する常勤の職員の給与に関する条例の一部改正
  - ① 付則第6項関係:12月に支給する期末手当の支給割合の改定(第4条第2項関係)

# 【現行】100分の222.5 ⇒ 【改正案】100分の232.5

② 付則第7項関係:6月及び12月に支給する期末手当の支給割合の改定(第4条第2項関係)

6月【現行】100分の207.5 ⇒ 【改正案】100分の212.5

12月【現行】100分の232.5 ⇒ 【改正案】100分の227.5

#### 【施行期日】

- ① 付則第6項関係(12月分期末手当) 公布の日から
- ② 付則第7項関係(6月及び12月分期末手当) 平成30年4月1日
- (3) 三田市議会議員報酬等に関する条例の一部改正
  - ① 付則第8項関係:12月に支給する期末手当の支給割合の改定(第6条第2項関係)

## 【現行】100分の222.5 ⇒ 【改正案】100分の232.5

② 付則第9項関係:6月及び12月に支給する期末手当の支給割合の改定(第6条第2項関係)

6月【現行】100分の207.5 ⇒ 【改正案】100分の212.5

12月【現行】100分の232.5 ⇒ 【改正案】100分の227.5

#### 【施行期日】

- ① 付則第8項関係(12月分期末手当) 公布の日から
- ② 付則第9項関係(6月及び12月分期末手当) 平成30年4月1日